保育施設の利用に向けて

～初めてお子さんを預けたいと お考えのご家庭へ～

川崎市中原区役所
児童家庭課

イラスト：中原区子育てイメージキャラクター「ミミ＆ケロ」

はじめに

小学校に入る前のお子さんの預け先にはどんなところがあるのか、入るまでに何をすればいいのか、お子さんを初めてどこかに預けたいとお考えの保護者の皆さまへ、お子さんを預けることのいろいろを解説します。

- ○ さまざまな保育施設や制度
- ○ ご家庭に合った保育施設の選び方
- ○ 認可保育所等の申込みから入所までの流れ　　など

※ お持ちの方は「**令和7年度　保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内**」を
いっしょにご覧ください（↑児童家庭課で配布　又は　市HP）。

さまざまな保育施設や制度

くわしくは
利用案内 P.6

日常的に子どもを預けたい

0～2歳児

保育所等

○小規模保育事業
○家庭的保育事業 等

保育所等

○公立保育所
○認可保育所
○認定こども園
（保育所部分）

3～5歳児

幼稚園・認定こども園

○幼稚園
（預かり保育実施園）
○認定こども園
（幼稚園部分）

認可外保育施設

○川崎認定保育園　○企業主導型保育事業　○地域保育園

一時的に子どもを預けたい

0～5歳児

保育所等

○認可保育所の一時保育

乳児等通園支援（誰でも通園制度）

（6か月～3歳未満）

将来は幼稚園に通わせたい家庭は
0～2歳は小規模保育や認可外
↓
3歳から幼稚園（預かり保育）
という選択肢も

保育所等（お住まいの区の区役所に申請）

～次の４つをまとめて「**保育所等**」と呼んでいます～

名　称	特　徴
公立保育所・認可保育所	• 保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設 • 園により受入月齢・年齢が異なる
認定こども園	• 幼稚園の機能と保育所の機能を持つ施設 • 園により受入年齢が異なる
小規模保育	• 定員６～１９人の少人数保育 • ０～２歳児まで
家庭的保育	• 定員５人以下の少人数保育 • ０～２歳児まで

認可外保育施設（各施設に直接申込み）

名　称	特　徴
川崎認定保育園	• 市が定めた一定の要件を満たし、市が独自に認定 • 年齢や住民税の金額に応じて、**月額 5,000～20,000円**の保育料補助制度を実施（要件あり）
企業主導型保育事業	• 国の事業で、提携企業の従業員のほか、地域の方向けの枠を設けて運営する施設 • 就学前まで通える施設もあり
地域保育園	• 市に開設の届出をし、指導監督基準を満たす施設

保育所等と認可外保育施設の主な違い

	保育所等	認可外保育施設
申請方法・入所の選考	・区役所に申請 ・保育の必要性が高い順に利用調整	・各施設に直接申請 ・決定方法は施設が独自に設定
保育料	・市民税額に応じ市が定めた保育料	・各園が独自に設定
保育士の配置基準	・保育にあたる職員は保育士等の資格を全員取得 ※	・川崎認定保育園は保育従事者中1/2以上

申請方法等をまとめた資料を区HPに掲載中

※認可保育所の場合（認可保育所以外の小規模等では配置基準は異なります）

通いたい園を探そう①

① それぞれの園について、調べてみましょう

- 家の近くにどんな園があるか → ここdeサーチ
  （子ども・子育て支援情報公表システム）
- 各園のHP
- 中原区HP（「中原区周辺子育て施設マップ」や
  各園の保育方針や保育時間等をまとめた「情報提供シート」を公開）
- 受入年齢や保育時間などは園によって異なります。

～保育所等のクラス年齢の考え方～
お子さんの生年月日（4月1日時点での満年齢）に応じて
（学校の学年の考え方と同じ）

通いたい園を探そう②

② 園を見学しましょう

- 早い時期からの見学がおすすめです（毎年10月～11月は混み合います）。必ず事前に園にお問合せください。
- 毎日無理なく通えるか、お子さんと一緒に実際の通園経路で行ってみましょう。
- 園の保育方針や雰囲気がお子さんに合っているか、保育料以外の費用、延長保育の利用条件等もチェックしましょう。
- ↓↓**「よい保育施設の選び方十か条」**をぜひ参考に↓↓

（厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/hoiku/tp1212-1_18.html）▶

保育の必要性の認定

くわしくは
利用案内 P10

●保育所等の利用には、まず「保育の必要性」の認定を受ける

→　<u>保護者全員が保育を必要とする事由に該当する必要あり</u>

【主な事由】

就　労
(月64時間以上)

妊 娠・
出 産

求職活動・
起業準備

親族等の
介護･看護

卒業後就労を
目的とした
通　学

保護者の
病気･負傷
又は心身障害

など

保育所等の申請手続の流れ

くわしくは
利用案内 P8,9

～【４月入所の場合】～

１０月上旬～	・新年度の利用案内配布 ・申請前相談
１０月上旬～１１月上旬	・入所申請の受付（一次申請）
１２月～１月	・教育・保育給付認定決定通知書の発行・郵送 ・利用調整
1月下旬	・一次利用調整結果通知（内定・保留） ・二次申請の受付締切
2月～3月	〔内定者のみ〕 ・保育所等での入園前健康診断、面談
3月下旬	〔入所者のみ〕 ・利用者負担額等決定通知

利用調整とは

くわしくは
利用案内P15～

- 保育所等においては、クラス年齢ごとに、職員配置や面積基準を元に定員が決まっている
- 受入れ可能な人数を超える申請があった場合には、利用調整（選考）を行う
- 園・クラス年齢ごとに、希望順位にかかわらずその園の希望者全員が対象
  - ✓ 第１希望優先ではない
  - ✓ １園のみの希望と、複数園の希望者との優劣はない
- 複数の園で入所が可能な場合、<u>最上位の希望園で内定</u>

利用調整 ランク等の付け方①

くわしくは
利用案内 P19～21

- 利用調整では、各世帯の保育の必要性の度合をランク付け（点数化）して、その順位の高い児童から内定

ランク

✓ 利用調整基準に基づき世帯のランク付けを行い、**よりランクの高い世帯のお子さんから内定**

!! ランク付けする項目は利用調整基準で決められており、それ以外の要素は一切加味することはできません。

調整指数

✓ **同ランクで競合した場合**、世帯ごとに算定した指数のより高い世帯のお子さんから内定

調整項目

✓ **同ランク・同指数で競合した場合**、世帯ごとに算定した項目点のより高い世帯のお子さんから内定

利用調整 ランク等の付け方②

ランク

ランク付けは、世帯ごとに各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとします。（表の赤字は一例です）

保護者の状況	細　目	ランク
居宅外労働（自営を除く）	月実働１４０時間以上就労	A
	月実働１２０時間以上１４０時間未満就労	B
	月実働１００時間以上１２０時間未満就労	C
	月実働80時間以上１００時間未満就労	D
	月実働64時間以上80時間未満就労	E
	就労先確定	F
求職活動等	求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H

←父(月140時間)

←母(月130時間)

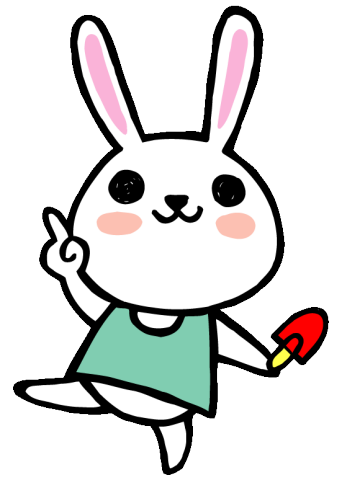

⇒ 世帯のランク　**B**

利用調整 ランク等の付け方③

調整指数

項　目		細　目	指　数
世帯状況		既にきょうだいが在園している場合又はきょうだい同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯 ※その他の項目とは重複適用しないものとする。	7
重複して適用(合算)する項目	就労実績	利用希望日時点で１年以上の就労実績がある場合	2 ←父・母
		利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
	認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者がなく、認可外保育施設等に預けている場合、又は、転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設もしくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
	同居の親族等の状況	同居の親族その他の者が６５歳未満の場合	−3
		同居の親族その他の者が６５歳以上の場合	−1
	産休明け又は育休明け	産休明け、育休明け予定者（４月１日入所については、１次選考の申込期限意向から４月中（又は5月1日）の復帰者を含む。）	2 ←母

⇒ 調整指数　2+2+2＝ **6**

利用調整 ランク等の付け方④

調整項目

項　目	項目点
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でも同様の状況が見込まれる世帯（申請児童の育児休業期間は除く）	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でその期間が１年以上になる世帯（申請児童の育児休業期間は除く）	1～5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が１歳以上になる世帯	1
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯	1

⇒ ランク等　　0歳の場合　**B－6－1**

1歳の場合　**B－6－2**

利用調整 ランク等の付け方⑤

- どんなに調整指数が高くても、<u>よりランクの高い世帯の方が優先</u>

（例：［Ａ３］＞［Ｂ６］）

- <u>ランク・調整指数・調整項目点が同じになった場合</u>

①「養育している子どもが３人以上の世帯」

②「所得状況のより低い世帯」

の順に内定

実際はランク等が同点で
この項目で調整することが多い

内定 ／ 入所保留

- 内定した園で入園前健康診断・面談を受け、入所が決定

  ※ **内定を辞退した場合は、申請自体が取下げとなる**ので注意！

  - ✓ **再度、他の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要**の上、翌月からの利用調整の対象
  - ✓ **4月1日入所の一次利用調整で内定を辞退すると、二次利用調整は対象外**

- 内定が出ない場合は「保留」

  - ✓ アフターフォローを受け、**希望園の追加・変更**などができる
  - ✓ 申請は年度内３月まで有効で、希望園に空きが出た場合は随時利用調整にかかる
  - ✓ 保留の通知は初めの１回のみ。必要があれば「証明願」の提出で保留証明書あり

保育料について　～保育所等 ①

くわしくは
利用案内 P44～

- 保育所等の０～２歳児の保育料は、世帯の市民税所得割額の合計で算定
- ３～５歳児クラスは保育料無償
- ９月に保育料の見直し
  （4～8月は前年度、9～3月は当該年度の税情報により算定）

〈きょうだい減免〉

保護者と生計が同一のお子さんが２人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第２子は半額、第３子以降は無料

保育料について　～保育所等②

【世帯の市民税所得割の合計額について】

両親の市民税所得割額の合算（川崎市を含む政令指定都市の場合は、合計額の６／８）

※ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、市町村等 に対する寄付金税額控除（ふるさと納税控除等）、配当控除の適用なし

＜保育料算定例＞

父：市民税所得割相当額２４万円＋住宅ローン控除1万円＋ふるさと納税控除1万円
＝２６万円

母：市民税所得割相当額＝１０万円

世帯の市民税所得割相当額３６万円×６／８＝２７万円

⇒　階層区分：Ｃ１８　基本保育料：５万９千円（第一子の場合）

保育料について　～認可外保育施設等

認可外保育施設や幼稚園等は各施設で保育料を設定しているため、直接問合せを！

※ 国が定めた基準を満たした施設は無償化の対象
（一定の金額まで補助）

無償化については
利用案内 P44

川崎認定保育園には上乗せの補助も

詳しくは
利用案内 P48

ご覧いただき、ありがとうございました。

- ご質問等につきましては、中原区役所児童家庭課で対応しているほか、川崎市HP、中原区HPに、よくある質問回答集を掲載していますので、参考にご覧ください。

- 中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課
  電話：044-744-3263
- よくある質問回答集

◀川崎市HP　　中原区HP▶